

LED FENDER LESS KIT
with LEDフェンダーレスキット
SLIM REFLEX REFLECTOR

適合車種

商品NO.

Z900RS (26)
Z900RS SE (26)

66551

■ご使用前に必ずご確認ください■

※本商品のご使用前に最終項に記載の URL（保証規定）より保証規定の内容を読み、ご理解のうえご使用ください。

※本商品の使用をもって、本書と保証規定の内容の全てを理解・承諾したものとみなします。本書内の注意事項を守らず使用したことによる事故や損害について、当社では一切の責任を負いません。

※本書は、いつでも取り出して読めるように大切に保管してください。また第三者に譲渡する場合は、必ず本書も併せてお渡しください。

本書では正しい取り付け、取扱方法および点検整備に関する重要な事項を、次のシンボルマークで示しています。

 実施	行為を強制したり指示する内容を告げるものです。	 禁止	禁止の行為であることを告げるものです。	 法令違反	条件次第では法令違反となることを告げるものです。	 その他	その他の警告及び注意を告げるものです。
---	-------------------------	---	---------------------	---	--------------------------	--	---------------------

⚠警告 要件を満たさず使用しますと、死亡または重傷に至る可能性や第三者の生命や財産を損なう可能性が想定される場合を示してあります。

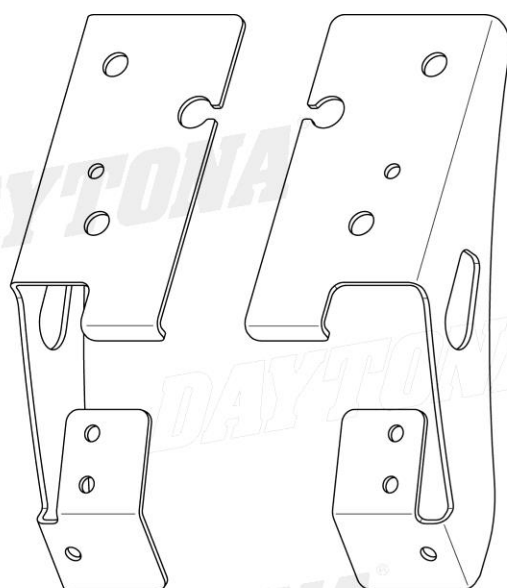
 禁止	・本商品は記載されている適合車種以外の車両には使用しないでください。 ・市販のナンバープレートベースや電装アクセサリなどを取り付けると、荷重オーバーや振動増幅などにより本商品を破損させる原因となります。 ・本商品に曲げ、切削、溶接などの加工は行なわないでください。商品の破損だけでなく、車両側の破損や重大な事故につながる恐れがあります。
 実施	・装着前に取付箇所の純正部品や車両各部に、欠損や損傷がみられないか確認してください。異常が見られる場合は新しい部品に交換してください。 ・走行中に異常が発生した場合は、直ちに車両を安全な場所に停車させ、取付箇所を必ず点検してください。異常があった場合は、商品の使用および車両の走行を中止し、認証工場または販売店へご相談してください。

⚠注意 要件を満たさず使用しますと、傷害に至る可能性または物的損害の発生が想定される場合を示してあります。

 実施	・本商品の取り扱い時、端面や突起、バリなどにより、予期せぬケガや事故が発生するおそれがあります。取り扱いの際は、必ず保護手袋を着用し、ケガには十分注意して作業を行ってください。またエッジや突起部がある場合は適切な処理を行ない、取り除いてください。 ・本商品を開梱する際は、構成部品の不足や外観の不具合、異常がないことを必ず確認してください。万一、不具合などにお気づきの場合は、ご使用前にお買い求めの販売店へ速やかにご相談ください。 ・本商品を取り付ける前に、本書とメーカー発行のサービスマニュアルをよく読み、理解したうえで作業を行ってください。 ・安全のために販売店や認証工場など、適切な設備と技能、専門知識のある整備士を有した店舗にて脱着作業をご依頼ください。作業が適切に行なわれないと、作業中やご使用中に車両や商品の損傷や不具合に繋がる場合があります。 ・作業は安全な場所で周囲の安全を確保し、車両を安定させたうえで行なってください。 ・作業を始める前にエンジンやマフラーが十分に冷えていることを確認してください。冷えていない状態で作業を行なうとエンジンやマフラーに触れてヤケドをする可能性があります。 ・取り付けは各作業に適した工具をご使用ください。不適切な工具を使用すると部品の破損やケガをする可能性があります。 ・ボルトやナットの締め付けはトルクレンチを使用し、所定トルクまたはサービスマニュアルで指示されたトルクで確実に締め付けてください。 ・走行前に必ず各部を点検整備し、必要に応じてネジの増し締めを行ってください。
 法令違反	・付属の LED ライセンスランプとスリムリフレクターを使用しないと保安基準に抵触します。必ず取り付けてください。 ・本商品の LED ライセンスランプは車両装着時のナンバープレート角度を基準に設計されております。その際の明るさは基準に適合しております。（道路運送車両法の保安基準 36 条-番号灯-および別添 63-番号灯-の基準より）上記以外の角度でナンバープレートが取り付けられている車両には保安基準を満たさないため適合しません。また商品への加工（角度変更）を行なった場合も保安基準を満たさなくなる可能性があります。絶対に行なわないでください。 ・純正リアリフレクターブラケットは必ず使用してください。 ・車検場によっては車両全長の記載事項の変更を指示される場合があります。その際は車検官の指示に従ってください。
 その他	・商品保証は、本商品のみが対象になります。また本商品を装着したことによる物的損害や人的損害などの補償は一切お受けできません。 ・本商品を装着した場合に車両の全長が変わる場合があります。車検の際は検査官の指示に従ってください。 ・本商品を取り付けるとタイヤによる水やほこりの巻き上げが大きくなりフェンダー内やナンバープレート裏側など汚れが生じやすくなります。 ・本商品や車両の個体差により、アイドリング時や走行時に本商品が振動で振れる場合があります。 ・転倒履歴がある車両には取り付けできない場合がございます。 ・本商品は素材や製造方法により製品個体差があります。小キズや歪みなど程度の差がございます。 ・本商品を取り付けた場合、車両側の取り付け面や、その周辺にキズが付く可能性があります。 ・本商品の取り付けには一部の純正部品を使用します。取り外しの際には損傷や紛失に十分注意してください。 ・本商品はローダウンリンクロッドとの同時装着が可能です。 ・本商品、または本書内でご紹介した商品は予告なしに価格や仕様を変更する場合がございます。あらかじめご了承ください。

商品内容

NO	パーツ名	サイズ(mm)	数量	NO	パーツ名	サイズ(mm)	数量
①	ベースブラケット左		1	⑬	ワッシャ ※⑨に仮組み	M4	2
②	ベースブラケット右		1	⑭	スプリングワッシャ ※⑨に仮組み	M4	2
③	リアカメラステー		1	⑮	ワッシャ	M6	4
④	グロメット大		2	⑯	ゆるみ止めナット	M6	2
⑤	スリムリフレクター		1	⑰	六角穴付きボタンボルト	M6×10 (P1.0)	2
⑥	フランジナット ※⑤に仮組み	M5	1	⑱	六角穴付きボタンボルト	M6×20 (P1.0)	2
⑦	防振フェルト		1	⑲	変換ハーネス		1
⑧	リフレクターステー40		1	⑳	六角穴付きボタンボルト	M8×30(P1.25)	4
⑨	LED ライセンスランプ SC2		1	㉑	ハーネスガイド		2
⑩	段付きカラー		2	㉒	スポンジ		1
⑪	グロメット小		2	㉓	両面テープ		1
⑫	六角穴付きボルト ※⑨に仮組み	M4×15	2	㉔	ロゴステッカー		2

①ベース
ブラケット左②ベース
ブラケット右

③リアカメラステー



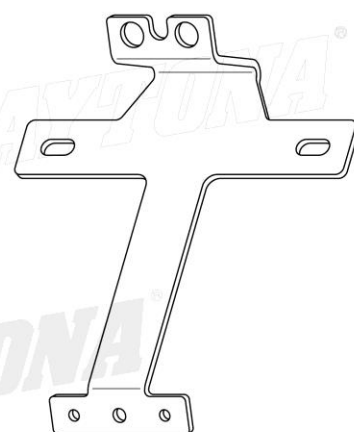
④グロメット大



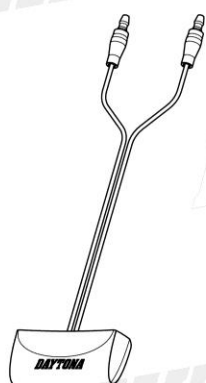
⑤スリムリフレクター

⑥フランジナット
(M5)
※⑤に仮組み

⑦防振フェルト



⑧リフレクターステー 40

⑨LED ライセンス
ランプ SC2

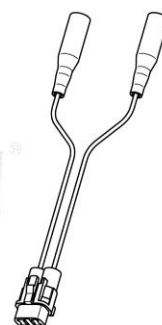
⑩段付きカラー



⑪グロメット小

⑫六角穴付き
ボルト
(M4×15)
※⑨に仮組み⑬ワッシャ (M4)
※⑨に仮組み⑭スプリング
ワッシャ (M4)
※⑨に仮組み

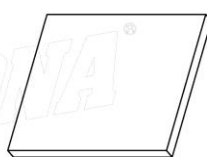
⑮ワッシャ (M6)

⑯ゆるみ止めナット
(M6)⑰六角穴付きボタンボルト
(M6×10 / P1.0)⑱六角穴付きボタンボルト
(M6×20 / P1.0)

⑲変換ハーネス

⑳六角穴付きボタンボルト
(M8×30 / P1.25)

㉑ハーネスガイド



㉒スポンジ



㉓両面テープ



㉔ロゴステッカー

取付方法

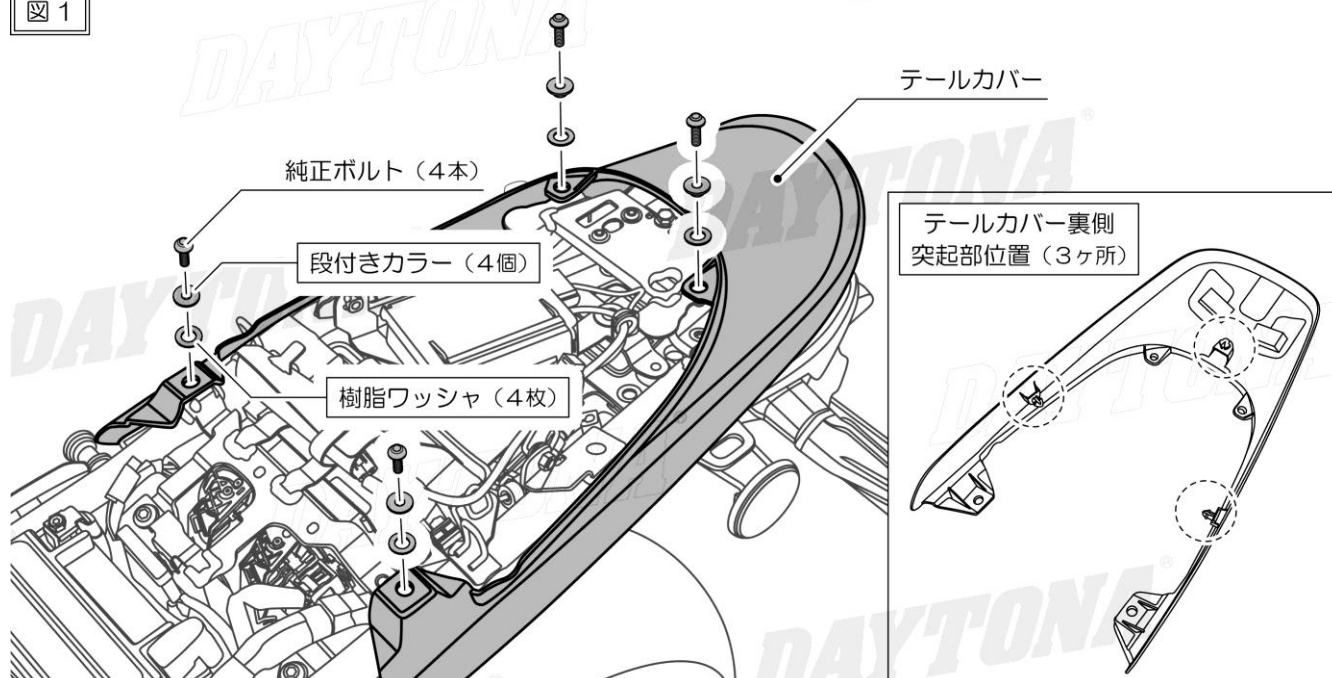
【作業前の注意事項】

- ・指示なき場所の純正部品の取り外しや取り付けについてはメーカー発行のサービスマニュアルを参照し正しく行なってください。
- ・作業を始める前に周囲の安全を確保してください。また車両を固定し安定させた状態で転倒やケガなどに十分注意して作業を行なってください。

01. テールカバーの取り外し

- ・純正シートを外します。
- ・図 1 を参考に、純正ボルト（4 本）と樹脂ワッシャ（4 枚）、段付きカラー（4 個）を外し、ツメに注意しながらテールカバーを取り外します。

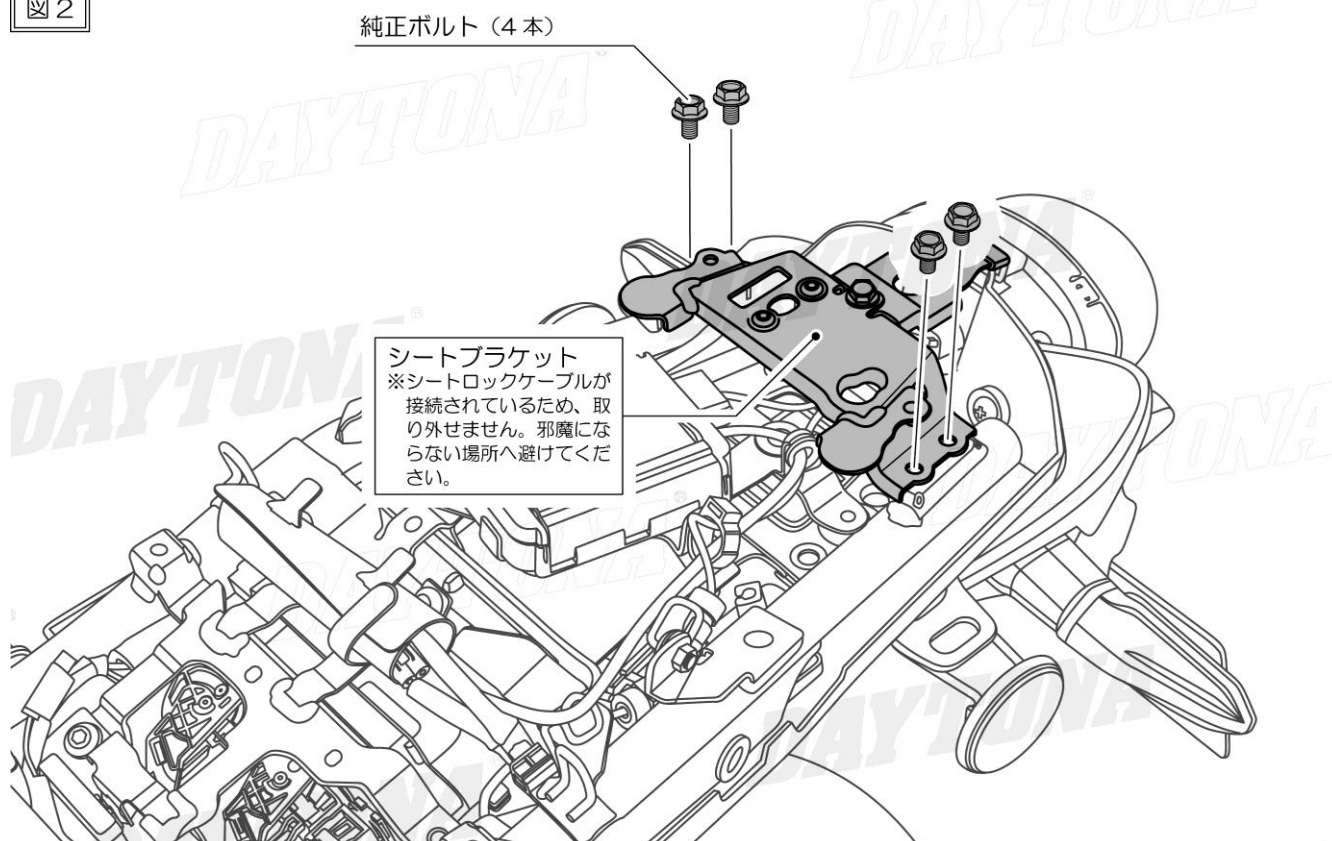
図 1



02. シートブラケットの取り外し

- ・図 2 を参考に、純正ボルト（4 本）を外し、シートブラケット ASSY を取り外します。
※シートロックケーブルが付いているため、完全に取り外しできません。キズが付かないようにウエスなどを巻き、邪魔にならない場所へ避けてください。

図 2

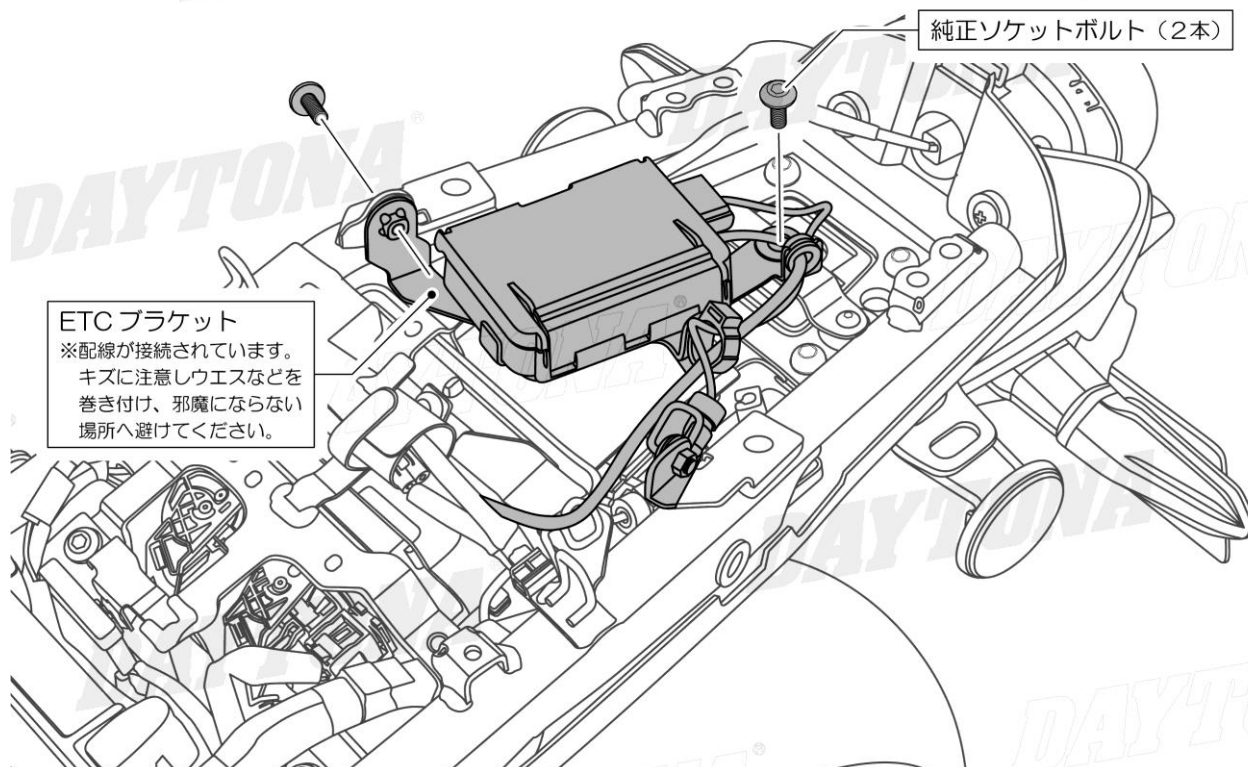


03. ETC ブラケットの取り外し

- ・図 3 を参考に、純正ソケットボルト（2本）を外し、ETC ブラケットを外します。

※ETC に配線が接続されています。完全に取り外さない場合は、キズが付かないようにウエスなどを巻き、邪魔にならない場所へ避けてください。

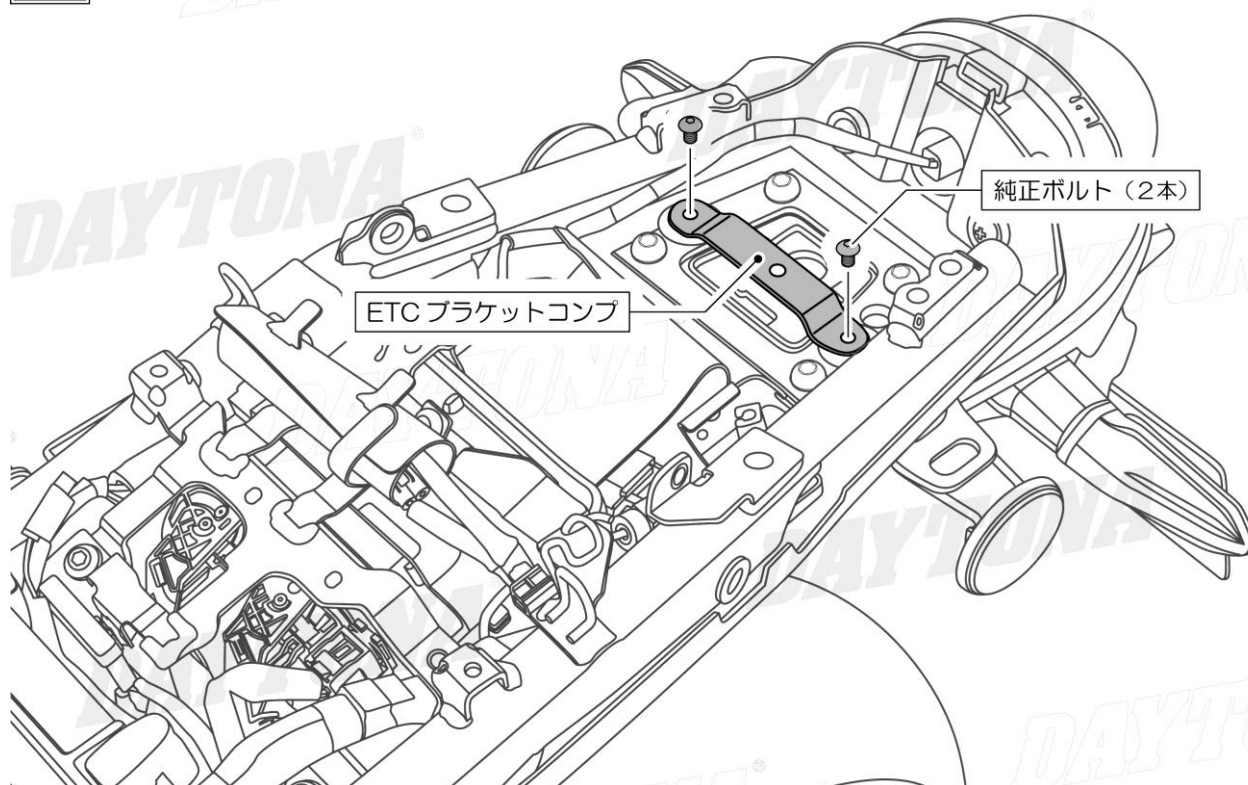
図 3



04. ETC ブラケットコンプの取り外し

- ・図 4 を参考に、純正ボルト（2本）を外し、ETC ブラケットコンプを取り外します。

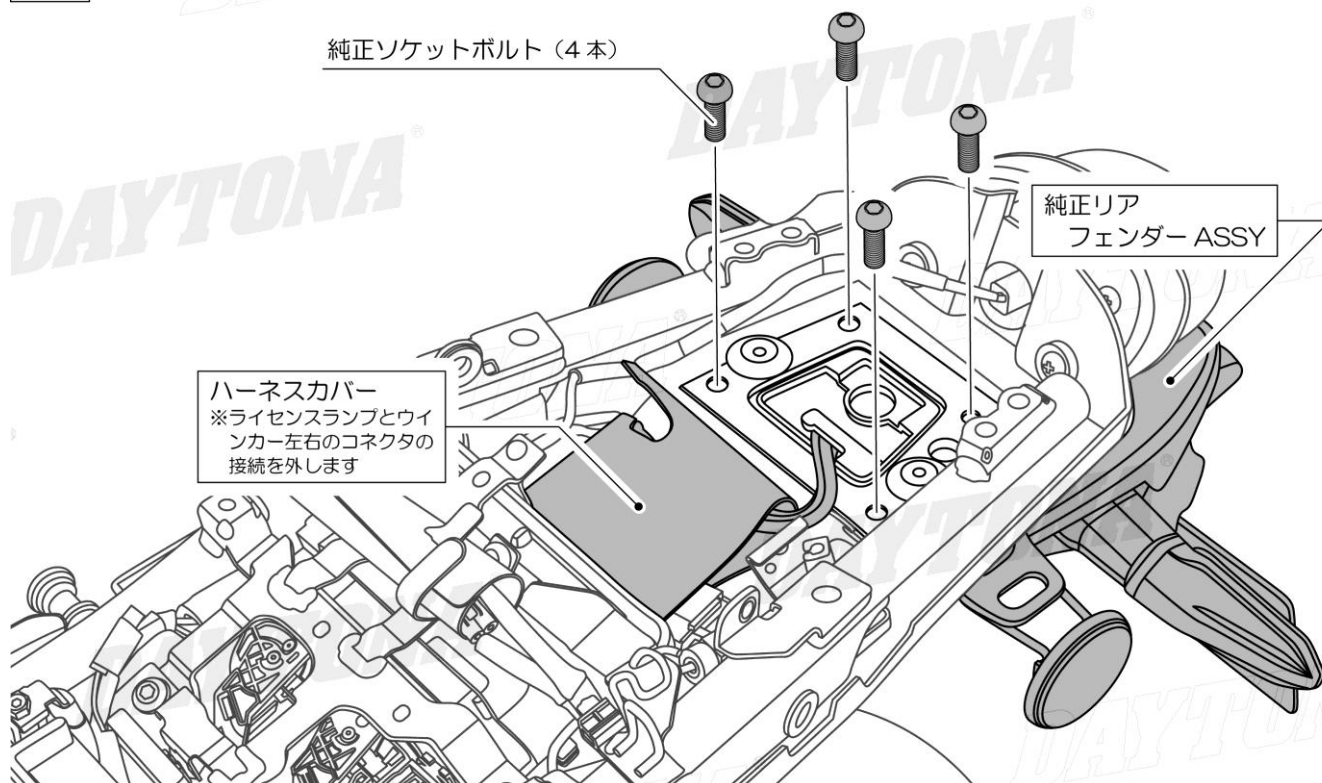
図 4



05. リアフェンダーの取り外し

- ・ナンバープレートを取り外します。
- ・ハーネスカバー内のウイinker左右とライセンスランプのコネクタ接続を外します。
- ・図5を参考に、純正ソケットボルト（4本）を外し、純正リアフェンダーASSYを取り外します。

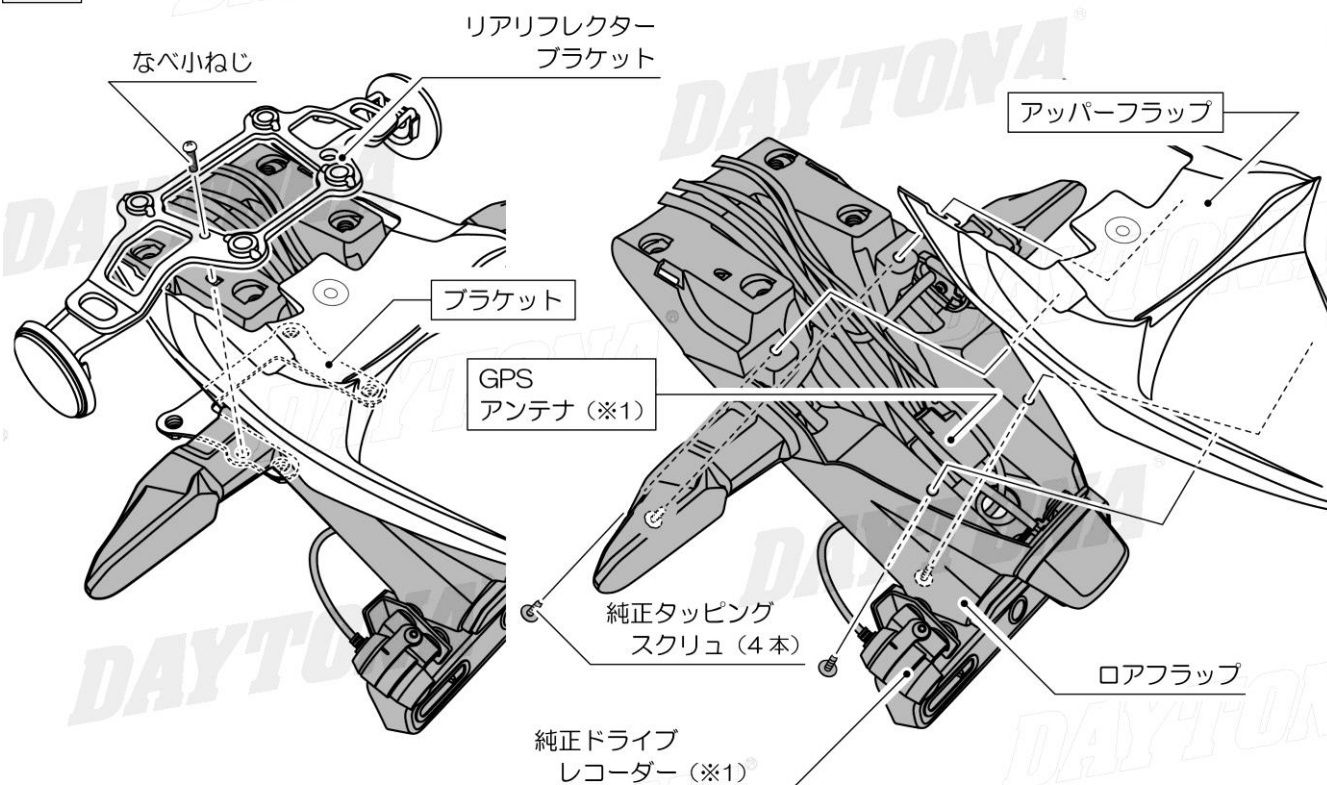
図5



06. リアフェンダーの分解

- ・図6を参考に、ナベ小ねじ（1本）を外し、リアリフレクターブラケットとブラケットを取り外します。
※純正ドライブレコーダー装着車は、ドライブレコーダーも取り外してください。また GPS アンテナも同様に外してください。
- ・純正タッピングスクリュー（4本）を外し、アッパーフラップとロアフラップを分解します。

図5



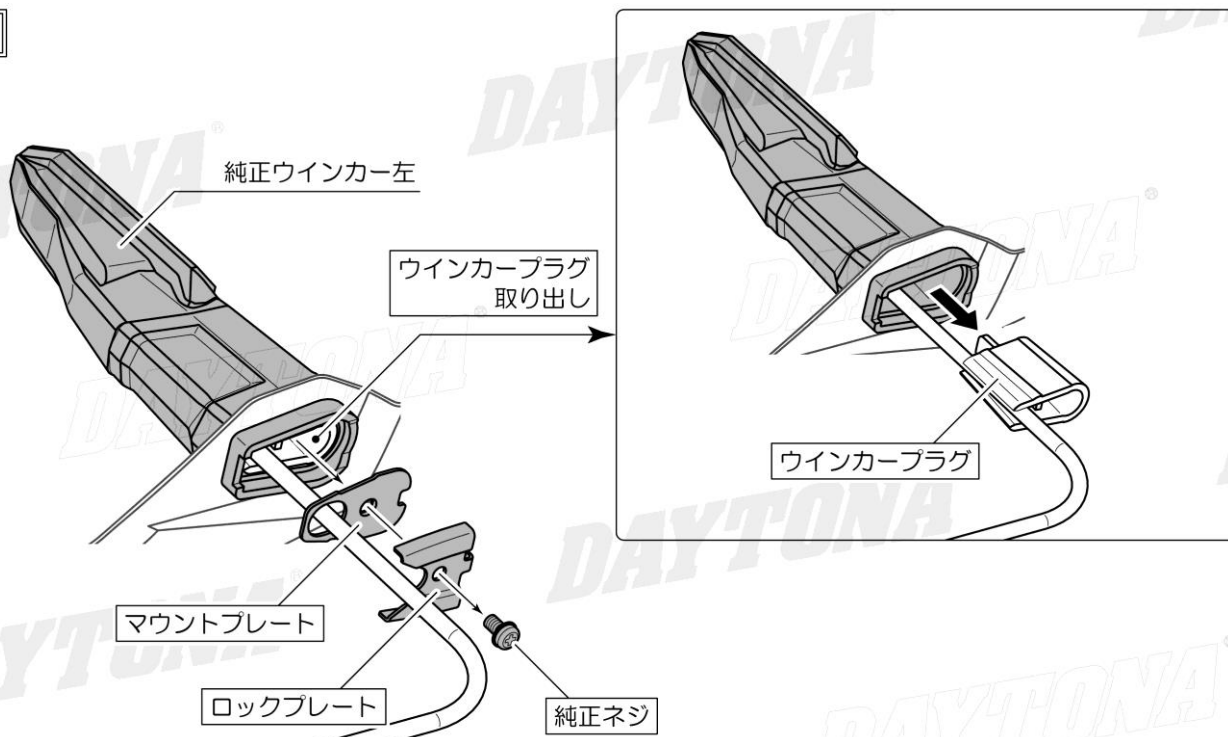
※1…純正ドライブレコーダー装着車のみ

07. ウィンカーの取り外し

- 図7を参考に、純正ウィンカー左を固定している純正ネジを外し、マウントプレートとロックプレート、ウィンカープラグを取り外します。

※右側のウィンカーも同様に取り外します。

図7



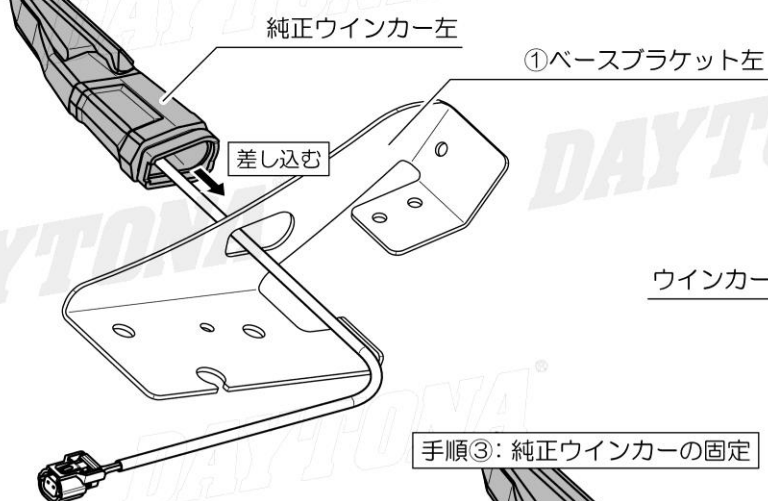
08. ウィンカーの組み付け

- 図8を参考に、純正ウィンカー左を①ベースブラケット左へ取り付けます。

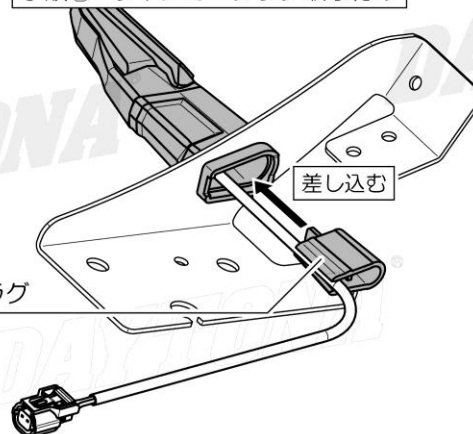
※右側のウィンカーも同様に取り付けします。

図8

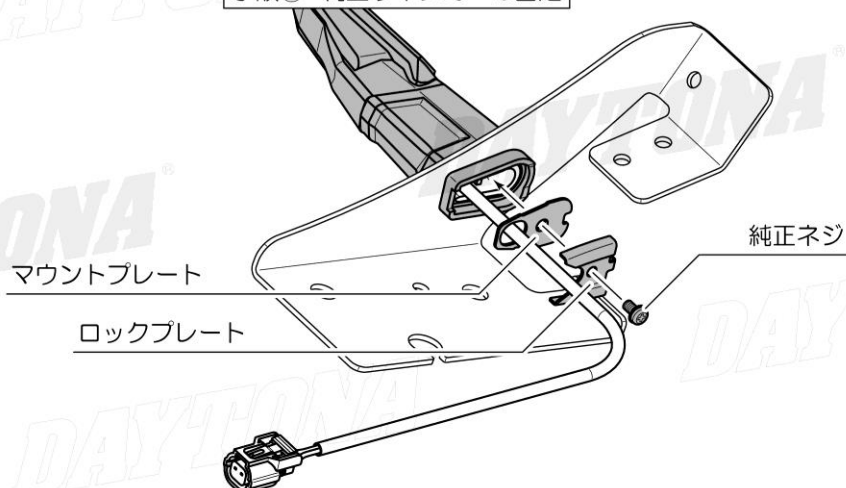
手順①: 純正ウィンカー取り付け



手順②: ウィンカープラグ取り付け



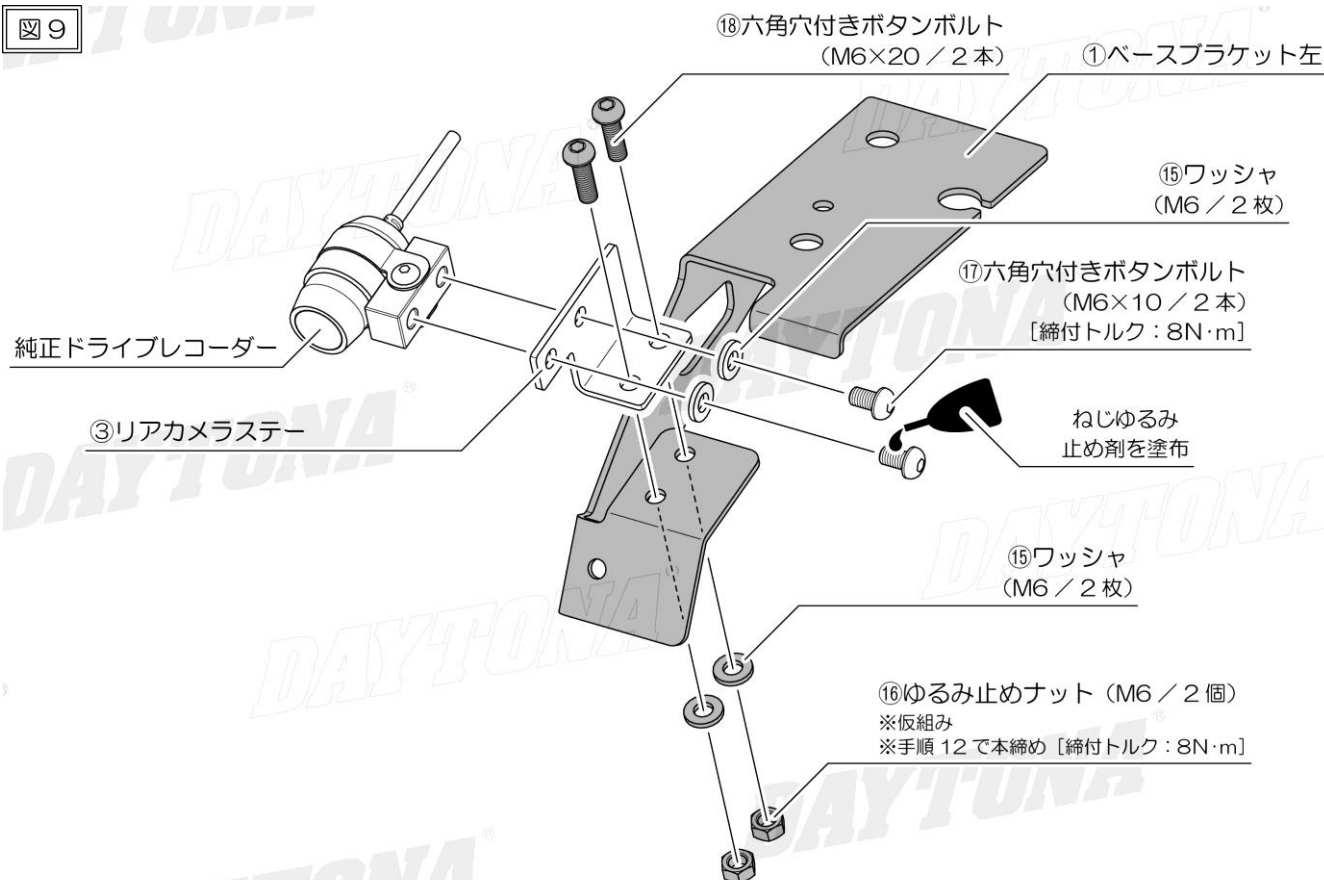
手順③: 純正ウィンカーの固定



09. ドライブレコーダーの組み付け ※純正ドライブレコーダー装備車の場合

- 図9を参考に、純正ドライブレコーダーを③リアカメラステーに⑮ワッシャ (M6/2枚)と⑰六角穴付きボタンボルト (M6×10/2本) を使用して取り付けます。
- ③リアカメラステーを①ベースブラケット左に⑮ワッシャ (M6/2枚)と⑯ゆるみ止めナット (M6/2個)、⑱六角穴付きボタンボルト (M6×20/2本) を使用して仮組みします

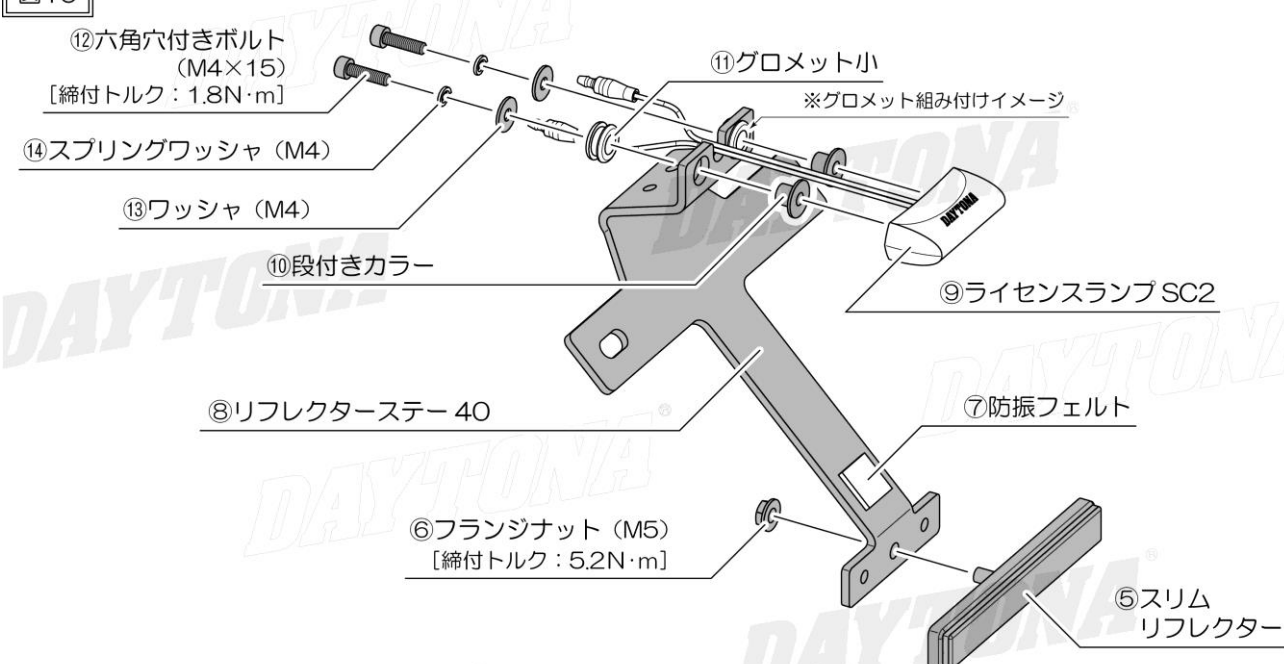
図9



10. リフレクターASSYの組み立て

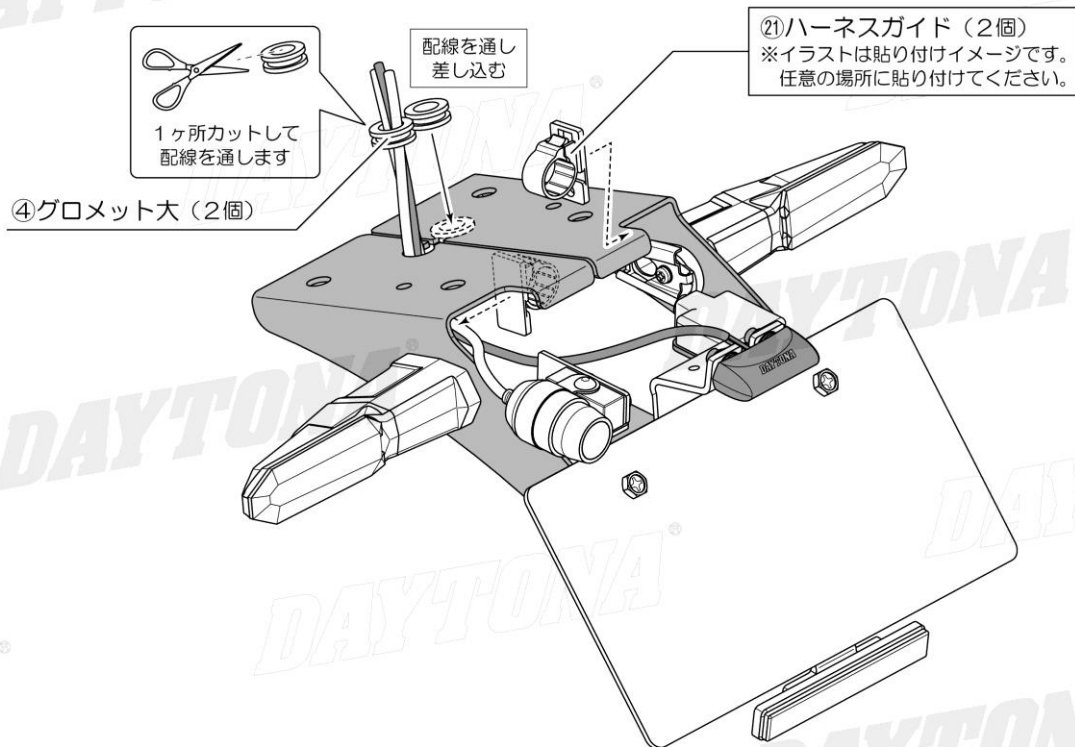
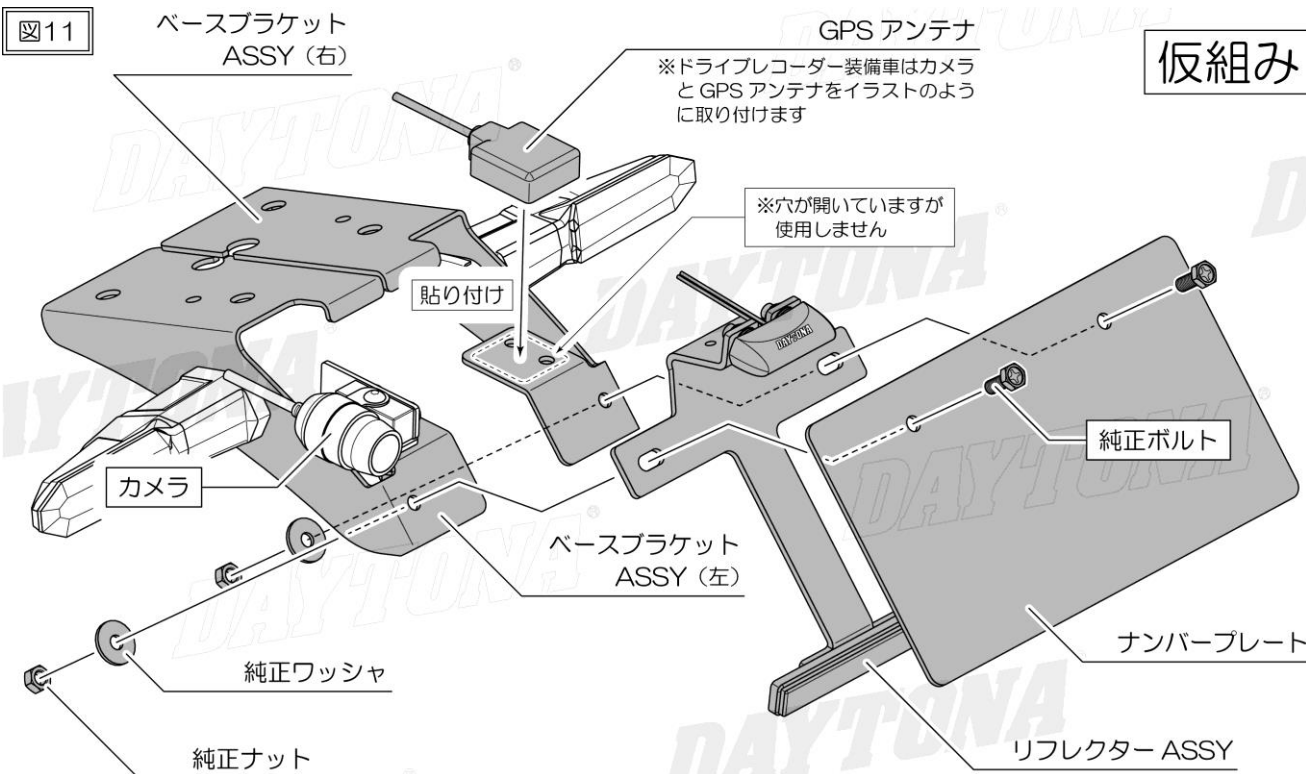
- 図10を参考に、⑧リフレクターステー40に⑥フランジナット (M5) を使用して⑤スリムリフレクターを組み付けます。
- ⑧リフレクターステー40に⑦防振フェルトを貼り付けます。
- ⑧リフレクターステー40に⑩段付きカラーと⑬ワッシャ (M4)、⑭スプリングワッシャ (M4)、⑪グロメット小、⑫六角穴付きボルト (M4×15) を使用して⑨ライセンスランプ SC2を組み付けます。

図10



11. フェンダーレス ASSY の仮組み

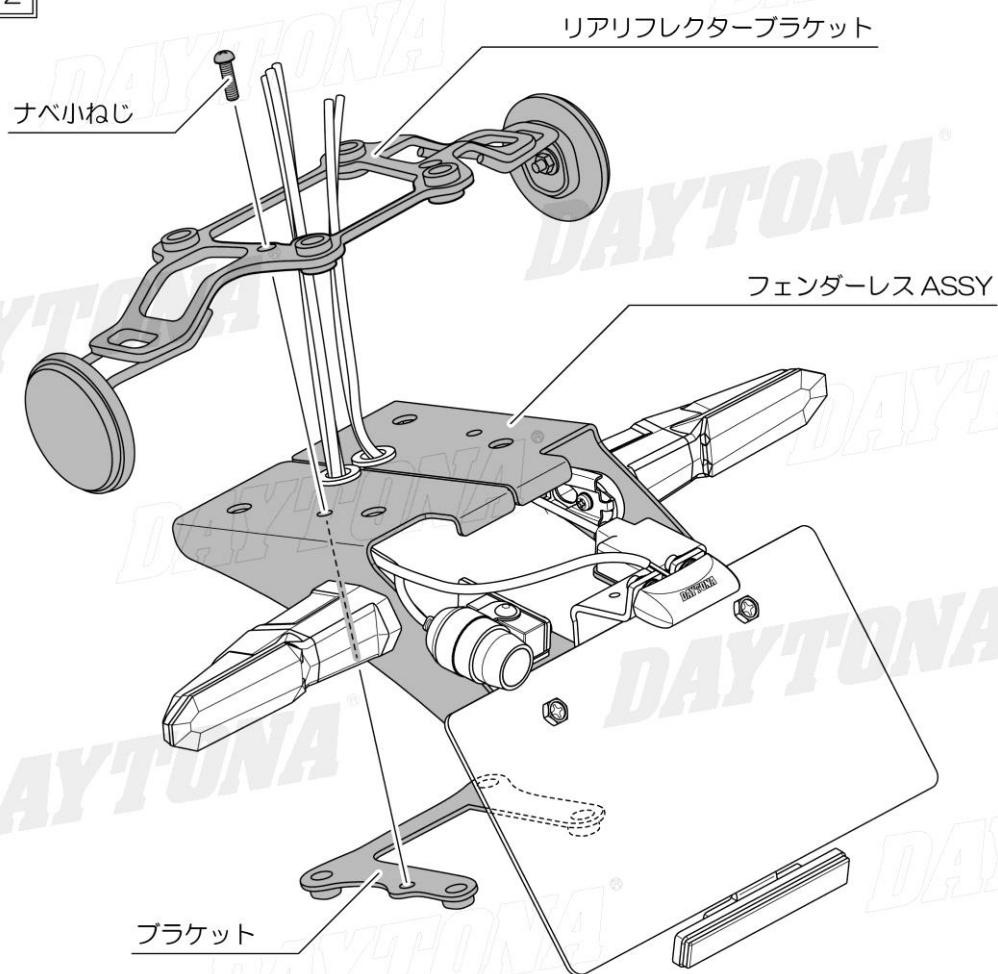
- 図 11 を参考に、手順 08 と手順 10 で組み立てたベースブラケット ASSY (左右) とリフレクターステー ASSY、ナンバープレートを取り付けます。
- ※GPS アンテナはベースブラケット右へ③両面テープを使用して貼り付けてください。
- ④グロメット大を 1ヶ所切り、配線を通した後に、ベースブラケットへ取り付けます。



12. リアリフレクターブラケットの取り付け

- 図 12 を参考に、手順 11 で仮組みしたフェンダーレス ASSY に、リアリフレクターブラケットとブラケットを挟み込むように仮組みします。

図12



13. フェンダーレス ASSY の取り付け

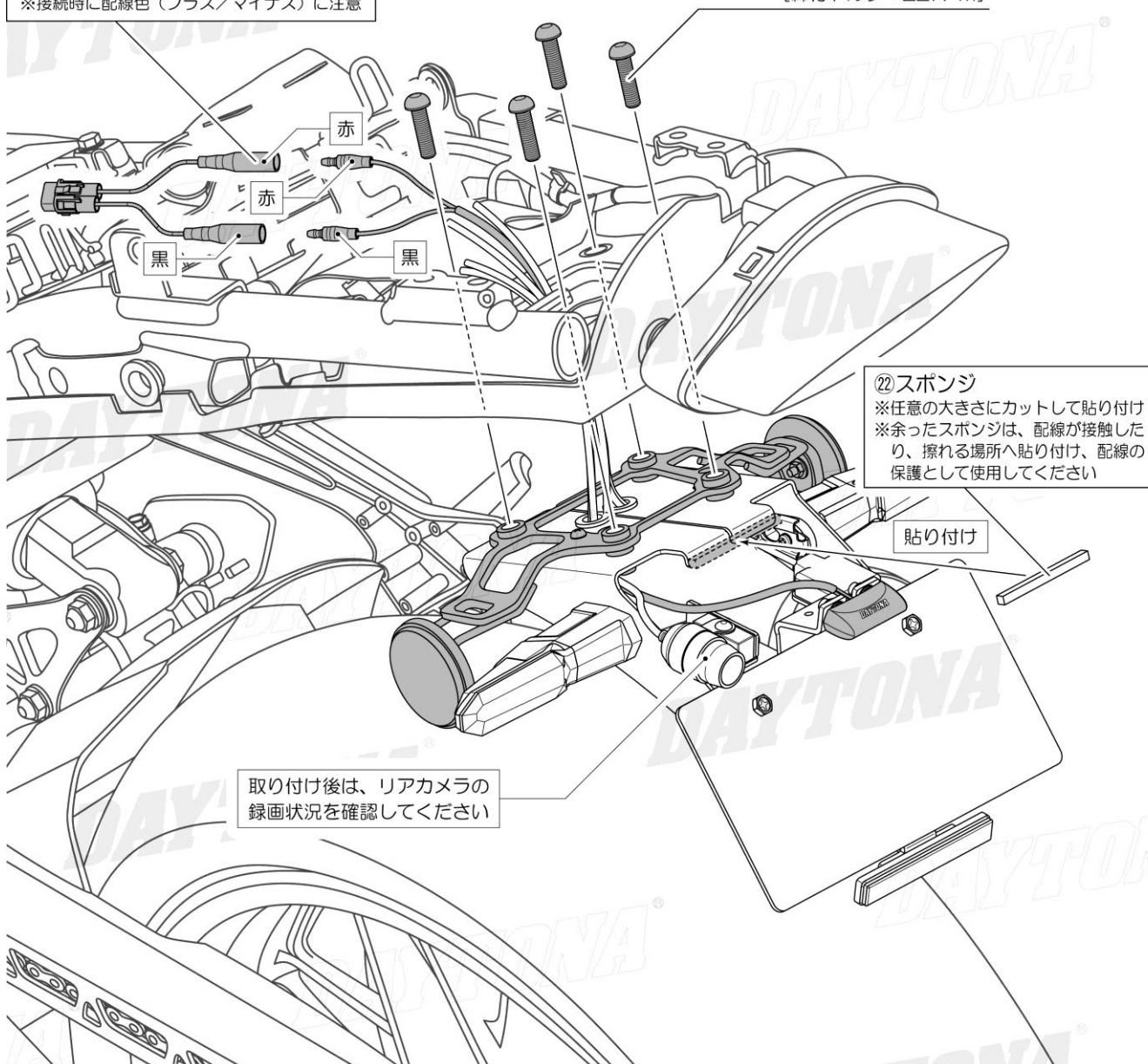
- ・図 13 を参考に、手順 12 で仮組みしたフェンダーレス ASSY を⑳六角穴付きボタンボルト（M8×30／4 本）を使用して各部を調整しながら車体に取り付けます。
- ・㉑クッションスポンジを任意のサイズにカットして、ベースブラケットへ貼り付けます。
※余った㉑クッションスポンジは配線が接触し擦れる箇所などへ貼り付けたり、保護材としてご使用ください。
- ・仮締めした各部を本締めします。
- ・㉒LED ライセンスランプ SC2 の配線に㉓変換ハーネスを接続します。
- ・各配線を接続し、手順 01～手順 04 を参考に取り外した純正部品を元に戻します。

図13

㉓変換ハーネス		
	ライセンスランプ	変換ハーネス
プラス線	赤	赤
マイナス線	黒	黒

※接続時に配線色（プラス/マイナス）に注意

⑳六角穴付きボタンボルト
（M8×30 / 4 本）
〔締付トルク：22N・m〕



14. 点検作業

- ・灯火類が正常に動作することを確認し、各部が確実に取り付けされているか点検してください。
- ・異常がなければ車両の固定を解除して作業は終了です。
※使用しないパーツは失くさないように大切に保管してください。

番号灯の保安基準に対する適合

- ・本商品に付属の LED ライセンスランプはライセンスランプステー 40 を同時装着することで以下の保安基準に適合致します。(2017 年 1 月現在)
 - ・以下の保安基準から番号灯は LED を使用していても別添 63 番号灯の技術基準に適合していれば保安基準に適合するものと判断されます。(当社製品「LED フェンダーレスキット」(66551)は当社実測データより、この基準に適合致します。)また、後方から LED の直接光が見えていた場合も告示 62 条/告示第 140 条/告示第 218 条にあるように番号灯は除外されている灯火で、LED の光では当該番号灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるほどのものでないため、保安基準に適合すると判断いたします。
- ※この用紙は車検の際に必要な場合がありますので大切に保管してください。
- ※以下の文章は二輪自動車の番号灯に関する保安基準、告示、別添を抜粋したものです。

保安基準 第 36 条

自動車の後面には、番号等を備えなければならない。ただし、最高速度 20 キロメートル毎時未満の軽自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りではない。

2. 番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
3. 番号灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

告示第 49 条

番号灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第 36 条第 2 項の告示で定める基準は、別添 63「番号灯の技術基」に定める基準とする。

2. 番号灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第 36 条第 3 項の告示で定める基準は二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、別添 54「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の装置型式指定基準」に定める基準とする。

告示第 127 条/告示 205 条

番号灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第 36 条第 2 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- (1) 番号灯は、夜間後方 20m の距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。この場合において、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が 30 lx(ルクス)以上のものであり、その機能が正常である番号灯は、この基準に適合する物とする。
- (2) 番号灯の灯光の色は、白色であること。
- (3) 番号灯は、灯器が破損し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
2. 次に掲げる番号灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
 - (1) 指定自動車等に備えられている番号灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた番号灯
3. 番号灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第 36 条第 3 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
 - (1) 番号灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯、前部霧灯、若しくは車幅灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造であること。
 - (2) 番号灯は、点滅しないものであること。
 - (3) 番号灯の直射光又は反射光は、当該番号灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
 - (4) 番号灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第 1 項に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。
4. 次に掲げる番号灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
 - (1) 指定自動車等に備えられている番号灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた番号灯
 - (2) 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える番号灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた番号灯又はこれに準ずる性能を有する番号灯

保安基準 第 42 条

自動車には、第 32 条から前条までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなる恐れのあるものとして告示で定める灯火又は反射器を備えてはならない。

告示 62 条/告示第 140 条/告示第 218 条

保安基準第 42 条の告示で定める基準は、次の各項に掲げる基準とする。

3. 自動車には、次にあげる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。
 - (1) 番号等
 - (2) 後退灯
 - (3) 室内照明灯
 - (4) 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の方向幕灯
 - (5) 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の社名表示灯
 - (6) その構造が次のいずれかに該当する作業灯その他の走行中に使用しない灯火
 - イ 運転席で点灯できない灯火
 - ロ 運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えたもの

別添 53 二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

5.8. 番号灯

- 5.8.1. 自動車の後面には、夜間後方 20m の距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できる灯光の色が白色の番号灯を備えなければならない。ただし、最高速度 20Km/h 未満の軽自動車にあっては、この限りではない。
- 5.8.2. 番号灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯、前部霧灯、若しくは車幅灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。ただし、道路交通法第 52 条第 1 項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、前照灯又は、前部霧灯を点灯させる場合に番号灯が点灯しない装置を備えることができる。

別添 63 番号灯の技術基準

1. 適用範囲

この技術基準は、自動車（最高速度 20Km/h 未満の軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備える番号灯に適用する。

2. 用語

- 2.1. 「大形番号標用番号灯」とは、普通自動車であって、車両総重量が 8 t 以上のもの、最大積載量が 5 t 以上のもの又は乗車定数が

30人以上のものに備える番号灯をいう。

- 2.2. 「中形番号標用番号灯」とは、普通自動車、小型自動車、軽自動車及び大型特殊自動車に備える番号灯であって、大形番号標用番号灯及び小形番号標用番号灯以外のものをいう。
- 2.3. 「小形番号標用番号灯」とは、二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車である軽自動車（二輪の軽自動車又は大型特殊自動車により牽引されるものに限る。）に備える番号灯をいう。

3.試験方法

図に示す試験板を番号標の取付位置に正規の使用状態に取付け、番号灯を点灯した時の試験板上の各測定点における照度を測定する。また、次式により均斉度を求める。

$$\text{均斉度} = \frac{\text{高照度点 2 箇所の照度の平均}}{\text{低照度点 2 箇所の照度の平均}}$$

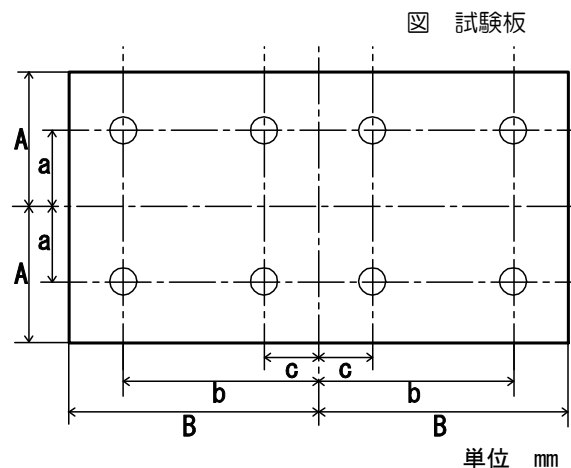
4.判定基準

- 4.1. 3の試験を行ったとき、各測定点の照度は8ルクス(小形番号標用番号灯にあっては15ルクス)以上であること。
- 4.2. 3の試験を行ったとき、均斉度は20以下であること。
- 4.3. 番号灯の照明部の端部であって試験板の表面から最も遠い点と試験板の端部であって番号灯の照明部から最も遠い点(番号灯が2個以上備えられている場合にあっては、それぞれの番号灯が照明しようとする試験板の部分に限る。)を結ぶ入射板光と試験板のなす角は、8°以上であること。
- 4.4. 番号灯は、試験板上の全ての範囲を照明できるものであること。
- 4.5. 番号灯の灯光の色は白色であること。

(注)

- 1.測定点は直径25mmの円とし、図中の○印の位置とする。
- 2.試験板の測定面は、清潔な白色の吸収紙とする。
- 3.試験板の寸法は、番号灯の種類ごとにそれぞれ表の通りにする。

番号灯の種類	A	B	A	b	c	厚さ
大形番号標用番号灯	110	220	60	170	25	1.5
中形番号標用番号灯	82.5	165	50	125	25	1.5
小形番号標用番号灯	62.5	115	35	90	25	1.5



※小形番号標用番号灯とは、二輪自動車に備える番号灯をいう。

■商品保証について

商品保証とは、通常のご使用において材料または製造上の不具合に起因する故障等が起きた場合、保証規定の範囲において無償修理または交換をお約束するものです。

- 保証期間は使用回数に関わらず、ご購入日から1年間となります。
- 保証を受ける場合には、お買い上げ日が証明できる書面(レシートなど)が必要となります。
※保証の対象は、新品かつ正規販売店でのご購入品に限ります。個人売買や中古品、インターネットオークションでの購入品は保証の対象外となります。
- 下記のアドレス(またはQRコード)より、保証規定の詳細をご一読の上、ご理解・ご承諾ください。

デイトナ保証規定

<https://www.daytona.co.jp/warranty/index.php>

※保証を受けるご連絡を以って、保証規定にご同意いただいたものとみなします。



■保証修理の受付について

お買い上げ日が証明できる書面をご用意の上、購入店もしくは当社までご連絡ください。

インターネットお問合せ

<https://www.daytona.co.jp/contact/index.php>



株式会社 **デイトナ**
東証スタンダード上場

転載 本取扱説明書の内容の一部、
禁止 または全ての無断転載を禁止

〒437-0226 静岡県周知郡森町一宮 4805

<https://www.daytona.co.jp>